

指定混合肥料生産の廃止

1. 届出にあたっての留意事項

- ① 1 銘柄のみを廃止される場合でも提出してください。
- ② 生産を廃止した日から 2 週間以内に提出してください。

2. 提出書類

- ① 指定混合肥料生産事業廃止届出書：2部
(正本・副本、次頁記入方法参照、日本産業規格A4)

3. 届出書の提出先

〒520-8577 滋賀県大津市京町4丁目1番1号 滋賀県農政水産部みらいの農業振興課
電話：077-528-3842 F A X：077-528-4882 Mail：kankyojugai@pref.shiga.lg.jp
※郵送、持参またはメール添付(PDFのみ)にて提出してください。

4. その他留意事項

- ① 押印を省略する場合は、担当者の氏名および連絡先(電話番号)を記載してください。
受付後、届出内容の確認を行います。
- ② 肥料販売事業を廃止される場合は、同時に肥料販売業務廃止届も提出してください。

(記入例：括弧付きは任意)

指定混合肥料生産事業廃止届出書

令和2年12月1日

滋賀県知事

様

都道府県名から番地名まで。
登記簿又は住民票のとおり
記入してください。

住所（〒520-8577）滋賀県大津市京町四丁目1番1

氏名 株式会社SHIGA食品 代表取締役 滋賀 太郎

(電話番号：077-528-3842)

(FAX 番号：077-528-4882)

(電子メールアドレス：SHIGA@biwa.co.jp)

法人：法人名及び代表者名、代表者印
個人：氏名、私印

農協等以外。農協等は肥料の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項の部分を取り消し（必要のない方を文面から消してください）。

最初の届け出日を記入してください。複数銘柄の場合は併記してください。

さきに 平成22年 4月 1日付で肥料の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項 ~~（肥料の品質の確保等に関する法律第16条の2第2項）~~の規定により届け出た指定混合肥料の生産事業を下記のとおり廃止したので、同条第3項の規定により届け出ます。

記

1 廃止した年月日

令和2年11月30日

廃止した日を記入してください。

2 生産していた指定混合肥料の名称

SHIGA混合肥料

複数銘柄の場合は併記してください。

担当 ○○部△△課
□□ □□ (氏名)
連絡先 000-000-0000

指定混合肥料生産事業廃止届出書

年 月 日

滋賀県知事 様

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

さきに 年 月 日付で肥料の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項（肥料の品質の確保等に関する法律第16条の2第2項）の規定により届け出た指定混合肥料の生産事業を下記のとおり廃止したので、同条第3項の規定により届け出ます。

記

1 廃止した年月日

2 生産していた指定混合肥料の名称

※押印省略の場合記入
担当 ○○部△△課
□□ □□（氏名）
連絡先 000-000-0000